

# 時事新報

第二千五百七十號  
 明治三十三年二月十九日 (辛未)  
 水曜日  
 發行所 東京市本町三丁目  
 電話 二五七  
 印刷所 東京市本町三丁目  
 電話 二五七  
 西曆一千八百九十年

## 時事新報定價

時事新報 一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選  
 送廣告料ハ左ノ如シ  
 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一行	二行	三行	四行	五行	六行	七行	八行	九行	十行
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
十	二十	三十	四十	五十	六十	七十	八十	九十	一百

月曜日并大祭祝日の翌日等新聞紙の休刊日に限り  
 時事新報配達のため此場合には新聞紙代價一箇月  
 前金八割にして地方に郵送する分は此外も貼用する郵  
 便印紙の代價を申受く可し

## 皇居拜觀

帝室の御儀は單に尊嚴なるのみ非ず春風の和らぐが  
 如く時雨の潤はすが如く温潤融和、萬民をして知らず  
 願はず感戴景慕せしむるに在るあり抑も感戴景慕は人  
 情の側にして情は物と接近して始めて動くものなる  
 が故に彼の帝室の妙用を盡して之を全うせんとするに  
 は帝室と人民と接近して相近づかむるの外ある可ら  
 ず左れば立憲政體國の王家は勉めて民に接近せんよ  
 を欲するもの如く今我輩の實見を以て申すも今の白  
 耳鐵國王レオポルト二世は輕車公園を運動する際、  
 多人數群衆の處に至れば車を下りて徒歩に爲さ人民の  
 禮儀敬重し對し夫れ御挨拶ありて過ぐるとあり又  
 英國の皇太子は日曜日毎に家族を引連れ倫敦府内に  
 御在居の節はアウセンタク寺など多し其公衆と共に  
 現席して祝賀を聞き贊美歌を歌ひ歸途は門前の群  
 衆に對して夫れ御挨拶の禮を返へし此日に限り極め  
 て贊美なる馬車に乘り太子妃並に諸親王何れも愛嬌を  
 施して去るを例とし其他歐洲諸國の王家は大抵此邊の  
 機轉に因りて民に接近するの趣向あるもの如し特に  
 首府内の王宮は云は帝王の御役所にして儀式上の事  
 を執行するの場所柄なれば清淨莊嚴の地に置きてよそ  
 適當なれと思ひの外、凡俗の家と相接して腹背紅塵の  
 起るを嫌はず例へば伯林の皇居の如き學校芝居屋と相  
 隣して普通の往來に料を並べ先の老帝ウヰルヘルム陸  
 下御存生の際には皇居の門前を通行する者が陛下の机  
 に倚りて事務を執り或は窓より龍顔を出して往來の群  
 集を御挨拶せらるる所を拜見するを得たりと云  
 ふ又英國は貴族風に富んで兎角物事に勿體を附け上下  
 貴賤の區別等も至て六ヶしき國柄なれども倫敦府内の  
 パツキングハム宮并にセント、ジェームス宮の如き車馬  
 絡繹往來の最も繁くして人の目も附き易き所に在りて  
 知らざる者は其王宮たるを知らず傍人の指導を煩はし  
 て始めて其然るを窺見する操の次第にして歐洲諸國の  
 帝室が雲上の高きに居りながら凡俗公衆と隣を接して  
 下界の卑きを身しとせず帝室と人民と相知り相近づか  
 んとするは此一端を推して知る可きなり又特に帝室の  
 美風として我輩の羨に欽慕するものは皇居を以て公衆  
 に示し禁苑を開て借に樂しむの一事にして例へば彼の

## 英皇の如き

英國の如きアームス上流のウヰンツル宮、蘇格蘭並に  
 ツイル島の離宮を始め其他何れの宮殿にても女皇陛下  
 御駐蹕の時を除くの外は自由に衆の瞻望を許すの習に  
 して扱て宮殿を拜觀して什寶器物は申すに及ばず歴代  
 帝王の御肖像その他王家に縁故ある種々の事物を目撃  
 すれば其國臣民の情として特々敬慕の念を厚うす  
 るは勿論、成る可く其規模を宏壯にして諸外國の王城  
 にも譲らざらんと欲するは亦是れ人情の自然なる可  
 し斯くて海外帝室の規模を参照して觀みて我國の事  
 を見れば固より國體の異同あり習慣の然らしむる所  
 もありて内外同一日に瞻望可らざるが故に海外の盛事  
 は云々なりとて一々之を我國に移して事實に行はんと  
 するは固より望む可らずと雖も今年以内閣博覽會の  
 催はしあり又我が第一國會の開幕もあり殊に鐵道は各  
 地方に通じて往來交通の便を増したるが故に博覽會品  
 類の盛んなるを見、國會規模の壯大なるを窺はんとし  
 て全國各地の人々が今年東京に群集するは幾十百萬  
 人なる可きや蓋し古今未曾有たるは我輩の豫期する所  
 にして此幾十百萬人に對し東道的主人たる東京府民は  
 成る丈けの特遇を盡すこと勿論にして然る可きものと  
 れば華族並に諸名家は或は其庭園を開て泉石園藝の  
 妙を示し或は其寶庫を傾けて祖先傳來諸美術品の秘を  
 發し我が同胞の人をして歡喜満足を全うして其地方  
 に歸らしむると肝要なれども帝室の御恩徳を特に此邊  
 に垂れさせられ御差支なき時日を定め又其人數を  
 制限して新皇居の外殿より赤坂離宮吹上禁苑等に至る  
 まで一般公衆の瞻望を許可せられたらんに一般公衆  
 中に就て平生驚歎の下に在寓せざる地方人の喜は如何  
 なる可きや生れて現代に遭遇して近く風城の觀光に接  
 し又禁苑の園に入りて鹿鹿の伏す伎、鹿鹿をたたり白  
 鳥鶴々たるの趣を見れば周文の徳を今日に仰ぎて子來  
 の庶民誰れか感涙を揮はざるものあらんや斯くて今年  
 上京の人が皇居を拜觀して地方に歸れば地方の盛と  
 して其談を談せざるものなく帝室温潤の靈光妙徳、民  
 の肺腑に照徹して或は政治熱の激昂を和らげ億兆の人  
 心を緩和し普天幸帝徳を歌詠するの盛象を呈すると  
 どもからんか我輩の微誠その斯くの如くならんと祈  
 りて敢て一言を獻するものなり

## 大坂米商會所

大坂米商會所所に出し會所の處置に關する難問七  
 件を呈し同會議所の審査判斷を要求するに至りしかば  
 同會議所は直ちに右書面の難問に對し堂嶋米商會所の  
 答辨を徴し昨今専ら是非の審査中なるよし今右裁判  
 委員より呈出したる七箇條の難問書及び米商會所の之  
 れに對する答辨の要略を對照并記して讀者の一覽に供  
 すと

第一條 難問の要旨  
 昨年七月頃より堂嶋米商會所の市場に於て竊かに現米  
 の買占に着手せんとするもの顯はれし際熊本、福岡、和  
 歌山、奈良等の天災地變の報相續して到ると同時全國  
 各地より風水害の凶報來るや會し彼の買占策と天候不  
 順とが原因となりて米價頗る暴騰し(中略)買占連は  
 益々勢力を伸ばし居たれども米商の人氣は只將天候の  
 不順なるを恐れたるを以て彼買占策も外面取引上に顯  
 はれざりしが(中略)其後退々天候の順歸するに當り  
 買占連は愈々益々其買占策を顯はし十月限、十二月限の現  
 米をも漸々吸收せしを以て米價は益々騰貴し來り以て  
 今日に至り此事實は敢て必要なき者の如くなられども  
 下條の事實に對し間接の關係あるを以て先づ最初に記  
 したり云々

此條に對する米商會所の答辨要旨  
 買占云々は米商會所の關する所ならず從て之れは對  
 して辨明すべき責なし

第二條 難問の要旨  
 昨年十一月堂嶋米商會所に於ける十月限り買米受渡  
 に當り其現米格付は前月以前のものに比して甚しき異  
 動あり之を例へば同會所の標準米に對し前月迄二十錢  
 格下の割合なりしものが其後同一の品質たるに拘らず  
 四十錢乃至五十錢の格下とあるが如し關西地方の米商  
 人は此不當格下の爲めに非常の損害を蒙り何とぞなれ  
 ば各地方の米商人が格付の差異如何を勘定するには兼  
 て同會所より各米商人に配布せる格付表を土臺とし之  
 れに運賃其他の費用を添引して始めて當地に輸入し來る  
 ものなるに會所が自ら配布せる格付表を用ひずして異  
 動勝手格付を爲すに會して胸算乍ら相違すればなり  
 今其實例を擧げんに昨年十一月限渡米格付に關して不  
 當を鳴らし會所に再調査を要求したるもの多き中肥前  
 國久保田産の米は同國內最上等品あるを以て之れを米  
 商會所の格付表に準據すれば則ち三等品たる可きを五  
 等品の中に入れて五十三錢の格下を爲したり、肥後  
 八代産米は同國米中にて上部に位するを以て會所格付  
 表に對し二等米則ち十五錢格下たるべきを四十錢乃至  
 四十五錢の格下を爲せるが如く不當の格付を爲し強て  
 渡方に向つて取引を促すに至るは不都合の極なり云々

此條に對する會所の答辨要旨  
 受渡米格付は會所の調査方が肉眼を以て格位を審定す  
 るものなれば權衡にて量目を測るが如く一定不變の鑑  
 定を得ずと雖も定期買買の建米たる標準米に對照し從  
 來の經驗を以て格付を定るが故に決して大なる異動あ  
 るべきにあらず故に十一月限の格付は前月以前に實行  
 せしものに比して二十錢乃至三十錢の異動あるが如き  
 ものと萬々之れを思ふに斯る不平は會所が昨年八月以  
 後定期建米の等級を進め從來三等米たりしを二等米と  
 改正して日尚淺きが故に此改正以前の舊建米の格付  
 が騰貴に浸染し居るが爲め誤認したるものならんか  
 其米商會所より配布したる格付表に據らず異動勝手  
 格付を爲し肥前上米を三等品の範圍を脱せしめ肥後上

## 米を二等品の範圍

米を二等品の範圍  
 全體格付位の實際  
 主の渡米二百俵若  
 毫も優劣なきもの  
 に範圍を脱するの  
 よすを免れざる  
 百俵あれば其中よ  
 るときは一々標準  
 を平均して一口即  
 假令へ其中二等の  
 しくは四等五等と  
 渡は勝敗の跡を實  
 來の實際なるが故  
 に昨年六月申合規  
 け置きたり然るに  
 則三十七條に依り  
 付を求め之れは對  
 るものあり云々

裁判委員第三  
 前記不當の格付再  
 有に屬する價格未  
 論なるに關し所に  
 ざる内早既を受取  
 くは賣却したりと  
 此條に對する會  
 此條の如き申條は  
 受渡と爲すべき現  
 方立合樹廻を爲し  
 は此現米に對する  
 米の所有權は勿論  
 さればあり斯く事  
 右の如し徒らに會  
 云々

裁判委員第四  
 米商會所の標準米  
 ふとを恐れてなる  
 爲す現米は總て債  
 其質を變せざるを  
 品を鑑定するもの  
 所役員をして妄り  
 るに過ぎず不都合  
 此條に對する會  
 標準米を據るとす  
 ものにして毎年仲  
 組頭及び會所役員  
 すもの會所の規則  
 變質品の標準と爲  
 に於て此規則の實  
 や此據法は實行  
 法ありと傳するも  
 云々

裁判委員第五  
 米商會所の規則に  
 方は米銘標所付の  
 を其約定高丈會所  
 所に備ふべしとあり